



# 宮 崎 県 公 報

平成22年12月20日（月曜日）第 2245 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

## 目 次

<b>告 示</b>	頁
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………（障害福祉課） 1	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機 関（育成医療及び更生医療）の指定……………（ “ ” ） 1	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機 関（育成医療及び更生医療）の名称の変更……………（ “ ” ） 1	
○保安林の指定予定の通知（2件）……………（自然環境課） 1	
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見……………（商業支援課） 2	
<b>人事委員会規則</b>	
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規 則…………… 2	
○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を 改正する規則…………… 2	
<b>公安委員会規則</b>	
○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規 則……………10	
<b>正 誤</b>	
○平成19年4月26日付け県公報（第1874号）中……………11	
○平成22年3月4日付け県公報（第2163号）中……………11	

## 告 示

### 宮崎県告示第 897号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成22年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
木 下 真理子	県立日南病院	日南市	小児科	平成22年12月1日

### 宮崎県告示第 898号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成22年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
ひかり薬局	三股町	薬局	平成22年12月1日
東町薬局	都城市	薬局	平成22年12月1日
ふれあい薬局 川東店	都城市	薬局	平成22年12月1日
ハラダ調剤薬局 伊形店	延岡市	薬局	平成22年

			12月1日
おぞき調剤薬局	延岡市	薬局	平成22年12月6日
株式会社 サクラ薬局	都城市	薬局	平成22年12月1日
ハラダ調剤薬局 萩店	延岡市	薬局	平成22年12月1日

### 宮崎県告示第 899号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成22年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	名 称		変 更 年月日
		変更前	変更後	
ひむか薬局	延岡市	ひむか薬局	メディカル薬局 大門店	平成22年11月1日

### 宮崎県告示第 900号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町紙屋字赤木74-50
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字赤木74-50（次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 901号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字中尾字奥畑 319- 8、字小原 335- 1、334-イ、334-ロ、大字尾八重字戸屋ケ花2002- 1、2002- 7 から2002-21まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字小原 335- 1・334-イ・334-ロ（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社山崎宮崎店・（仮称）ドラッグコスモス島之内店  
宮崎市大字島之内字唐池9915番 3 外 5 筆
- 2 意見の概要  
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成22年12月20日から平成23年 1 月20日まで

人事委員会規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月20日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第45号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年宮崎県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1 適用区分表（第 2 条関係）			別表第 1 適用区分表（第 2 条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
[略]			[略]		
特別支援学校	[略]	1.5	特別支援学校	[略]	1.25
	[略]			[略]	
中学校	[略]	1.5	中学校	[略]	1.25
小学校			小学校		

附 則

この規則は、平成23年 1 月 1 日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月20日

## 宮崎県人事委員会規則第46号

## 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年宮崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 市町村立学校教育職給料表の適用を受ける者（第4条関係）

職員 の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	2	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	3	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	4	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	6	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	7	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	10	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	11	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	14	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	15	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	18	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	19	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	22	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	23	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	26	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	27	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	30	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	31	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	34	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	35	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	38	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	39	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	40	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	41	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
	42	3,100	3,500	5,400	6,000	
	43	3,100	3,500	5,400	6,000	
	44	3,100	3,500	5,400	6,000	

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

45	3,200	3,700	5,600	6,100	
46	3,200	3,700	5,600	6,100	
47	3,200	3,700	5,600	6,100	
48	3,200	3,700	5,600	6,100	
49	3,300	3,800	5,700	6,300	
50	3,300	3,800	5,700	6,300	
51	3,300	3,800	5,700	6,300	
52	3,300	3,800	5,700	6,300	
53	3,400	4,100	5,800	6,400	
54	3,400	4,100	5,800	6,400	
55	3,400	4,100	5,800	6,400	
56	3,400	4,100	5,800	6,400	
57	3,500	4,300	6,000	6,600	
58	3,500	4,300	6,000	6,600	
59	3,500	4,300	6,000	6,600	
60	3,500	4,300	6,000	6,600	
61	3,600	4,500	6,100	6,800	
62	3,600	4,500	6,100	6,800	
63	3,600	4,500	6,100	6,800	
64	3,600	4,500	6,100	6,800	
65	3,700	4,800	6,300	6,900	
66	3,700	4,800	6,300	6,900	
67	3,700	4,800	6,300	6,900	
68	3,700	4,800	6,300	6,900	
69	3,800	4,900	6,400	7,000	
70	3,800	4,900	6,400	7,000	
71	3,800	4,900	6,400	7,000	
72	3,800	4,900	6,400	7,000	
73	3,900	5,100	6,500	7,100	
74	3,900	5,100	6,500	7,100	
75	3,900	5,100	6,500	7,100	
76	3,900	5,100	6,500	7,100	
77	4,000	5,300	6,700	7,200	
78	4,000	5,300	6,700	7,200	
79	4,000	5,300	6,700	7,200	
80	4,000	5,300	6,700	7,200	
81	4,100	5,400	6,800	7,300	
82	4,100	5,400	6,800	7,300	
83	4,100	5,400	6,800	7,300	
84	4,100	5,400	6,800	7,300	
85	4,100	5,500	6,900	7,400	
86	4,100	5,500	6,900	7,400	
87	4,100	5,500	6,900	7,400	
88	4,100	5,500	6,900	7,400	
89	4,200	5,600	6,900	7,500	
90	4,200	5,600	6,900	7,500	
91	4,200	5,600	6,900	7,500	
92	4,200	5,600	6,900	7,500	

93	4,300	5,800	7,000	7,500	
94	4,300	5,800	7,000		
95	4,300	5,800	7,000		
96	4,300	5,800	7,000		
97	4,400	5,900	7,200		
98	4,400	5,900	7,200		
99	4,400	5,900	7,200		
100	4,400	5,900	7,200		
101	4,400	6,100	7,200		
102	4,400	6,100	7,200		
103	4,400	6,100	7,200		
104	4,400	6,100	7,200		
105	4,500	6,200	7,200		
106	4,500	6,200	7,200		
107	4,500	6,200	7,200		
108	4,500	6,200	7,200		
109	4,500	6,300	7,300		
110	4,500	6,300			
111	4,500	6,300			
112	4,500	6,300			
113	4,600	6,400			
114	4,600	6,400			
115	4,600	6,400			
116	4,600	6,400			
117	4,700	6,500			
118	4,700	6,500			
119	4,700	6,500			
120	4,700	6,500			
121	4,700	6,600			
122	4,700	6,600			
123	4,700	6,600			
124	4,700	6,600			
125	4,800	6,700			
126		6,700			
127		6,700			
128		6,700			
129		6,800			
130		6,800			
131		6,800			
132		6,800			
133		6,900			
134		6,900			
135		6,900			
136		6,900			
137		6,900			
138		6,900			
139		6,900			
140		6,900			

	141		6,900			
	142		6,900			
	143		6,900			
	144		6,900			
	145		7,000			
	146		7,000			
	147		7,000			
	148		7,000			
	149		7,100			
	150		7,100			
	151		7,100			
	152		7,100			
	153		7,100			
再 任 用 職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第 2 教育職給料表(二)の適用を受ける者(第 4 条関係)

職員 の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	2	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	3	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	4	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	6	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	7	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	10	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	11	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	14	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	15	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	18	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	19	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	22	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	23	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	26	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	27	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	30	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	31	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	34	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	35	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	38	2,900	3,800	5,300	6,400	
	39	2,900	3,800	5,300	6,400	
	40	2,900	3,800	5,300	6,400	
	41	3,100	4,100	5,400	6,600	
	42	3,100	4,100	5,400	6,600	
	43	3,100	4,100	5,400	6,600	
	44	3,100	4,100	5,400	6,600	

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

45	3,200	4,300	5,600	6,800	
46	3,200	4,300	5,600	6,800	
47	3,200	4,300	5,600	6,800	
48	3,200	4,300	5,600	6,800	
49	3,300	4,500	5,700	6,900	
50	3,300	4,500	5,700	6,900	
51	3,300	4,500	5,700	6,900	
52	3,300	4,500	5,700	6,900	
53	3,400	4,800	5,800	7,000	
54	3,400	4,800	5,800	7,000	
55	3,400	4,800	5,800	7,000	
56	3,400	4,800	5,800	7,000	
57	3,500	4,900	6,000	7,100	
58	3,500	4,900	6,000	7,100	
59	3,500	4,900	6,000	7,100	
60	3,500	4,900	6,000	7,100	
61	3,600	5,100	6,100	7,200	
62	3,600	5,100	6,100	7,200	
63	3,600	5,100	6,100	7,200	
64	3,600	5,100	6,100	7,200	
65	3,700	5,300	6,300	7,300	
66	3,700	5,300	6,300	7,300	
67	3,700	5,300	6,300	7,300	
68	3,700	5,300	6,300	7,300	
69	3,800	5,400	6,400	7,400	
70	3,800	5,400	6,400	7,400	
71	3,800	5,400	6,400	7,400	
72	3,800	5,400	6,400	7,400	
73	3,900	5,500	6,500	7,500	
74	3,900	5,500	6,500	7,500	
75	3,900	5,500	6,500	7,500	
76	3,900	5,500	6,500	7,500	
77	4,000	5,600	6,700	7,500	
78	4,000	5,600	6,700		
79	4,000	5,600	6,700		
80	4,000	5,600	6,700		
81	4,100	5,800	6,800		
82	4,100	5,800	6,800		
83	4,100	5,800	6,800		
84	4,100	5,800	6,800		
85	4,100	5,900	6,900		
86	4,100	5,900	6,900		
87	4,100	5,900	6,900		
88	4,100	5,900	6,900		
89	4,200	6,100	6,900		
90	4,200	6,100	6,900		
91	4,200	6,100	6,900		
92	4,200	6,100	6,900		

93	4,300	6,200	7,000		
94	4,300	6,200	7,000		
95	4,300	6,200	7,000		
96	4,300	6,200	7,000		
97	4,400	6,300	7,200		
98	4,400	6,300	7,200		
99	4,400	6,300	7,200		
100	4,400	6,300	7,200		
101	4,400	6,400	7,200		
102	4,400	6,400	7,200		
103	4,400	6,400	7,200		
104	4,400	6,400	7,200		
105	4,500	6,500	7,200		
106	4,500	6,500	7,200		
107	4,500	6,500	7,200		
108	4,500	6,500	7,200		
109	4,500	6,600	7,300		
110	4,500	6,600			
111	4,500	6,600			
112	4,500	6,600			
113	4,600	6,700			
114	4,600	6,700			
115	4,600	6,700			
116	4,600	6,700			
117	4,700	6,800			
118	4,700	6,800			
119	4,700	6,800			
120	4,700	6,800			
121	4,700	6,900			
122	4,700	6,900			
123	4,700	6,900			
124	4,700	6,900			
125	4,800	6,900			
126	4,800	6,900			
127	4,800	6,900			
128	4,800	6,900			
129	4,900	6,900			
130	4,900	6,900			
131	4,900	6,900			
132	4,900	6,900			
133	4,900	7,000			
134	4,900	7,000			
135	4,900	7,000			
136	4,900	7,000			
137	4,900	7,100			
138	4,900				
139	4,900				
140	4,900				

	141	5,000				
	142	5,000				
	143	5,000				
	144	5,000				
	145	5,100				
	146	5,100				
	147	5,100				
	148	5,100				
	149	5,100				
	150	5,100				
	151	5,100				
	152	5,100				
	153	5,100				
	154	5,100				
	155	5,100				
	156	5,100				
	157	5,100				
	158	5,100				
	159	5,100				
	160	5,100				
	161	5,100				
	162	5,100				
	163	5,100				
	164	5,100				
	165	5,100				
	166	5,100				
	167	5,100				
	168	5,100				
	169	5,100				
	170	5,100				
	171	5,100				
	172	5,100				
	173	5,100				
再 任 用 職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

**公安委員会規則**

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月20日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

宮崎県公安委員会規則第11号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（署長の駐車許可） 第7条 法第45条第1項の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。 （1）～（3） [略]	（署長の駐車許可） 第7条 法第45条第1項の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。 （1）～（3） [略]

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア [略]

イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね 300メートル以内

2 法第49条の5の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア [略]

イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね 300メートル以内

3～7 [略]

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア [略]

イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね 100メートル以内

2 法第49条の5の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア [略]

イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね 100メートル以内

3～7 [略]

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

正 誤

平成19年4月26日付け県公報（第1874号）中

ページ	段	誤	正
3	左	延岡市   市 振 西   I-1-1767   急傾斜地の崩壊 本 村   I-1-3271   急傾斜地の崩壊	延岡市   市 振 西   I-1-1767   急傾斜地の崩壊 本 村   I-1-3271   急傾斜地の崩壊

平成22年3月4日付け県公報（第2163号）中

ページ	段	誤	正
3	右	日 の 出 2   I-1-2127   急傾斜地の崩壊	日 の 出 2   II-1-2127   急傾斜地の崩壊
6	左	日 の 出 2   I-1-2127   急傾斜地の崩壊	日 の 出 2   II-1-2127   急傾斜地の崩壊